

特記仕様書

- 1 件 名 : 産業廃棄物収集運搬役務（木くず等）
- 2 引渡場所 : 航空自衛隊松島基地
- 3 搬入場所 : 官側指定場所
- 4 概 要 : 本役務は、航空自衛隊松島基地で発生した産業廃棄物を収集し、処分場へ搬入するものである。

5 一般共通事項

(1) 仕様書

本役務は、本仕様書及び図面に記載してある事項のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める最新の関係法令に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 疑義

図面と仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする。

(3) 現場管理

ア 安全管理

- (ア) 履行中は、常に安全確保に留意し現場管理を行い災害及び事故防止に努める。
- (イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行う。

イ 災害時の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

ウ 立入制限

本役務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

エ 写真

- (ア) 役務写真は、履行前、履行中、履行後及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚をアルバムに整理し、提出するものとする。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影するものとする。
- (イ) 本役務で撮影した写真データは、CD-Rに記録後、事前にウィルススキャンを実施したものを提出するものとし、その後請負者は、写真データを削除するものとする。

オ 履行時間

履行時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は別に定める様式により監督官に申請するものとする。

カ 設計図書等の管理

- (ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。
- (イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとする。

キ 基地内における規定事項の遵守

本役務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。

(4) その他

- ア 請負者は、他の工作物等に損害を与えないように作業するものとする。損害を与えた場合は速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し請負者の責任において補償するものとする。
- イ 緊急事態の発生に備え、予め「緊急時の連絡体制一覧表」を作成し監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

6 役務に関する要求事項

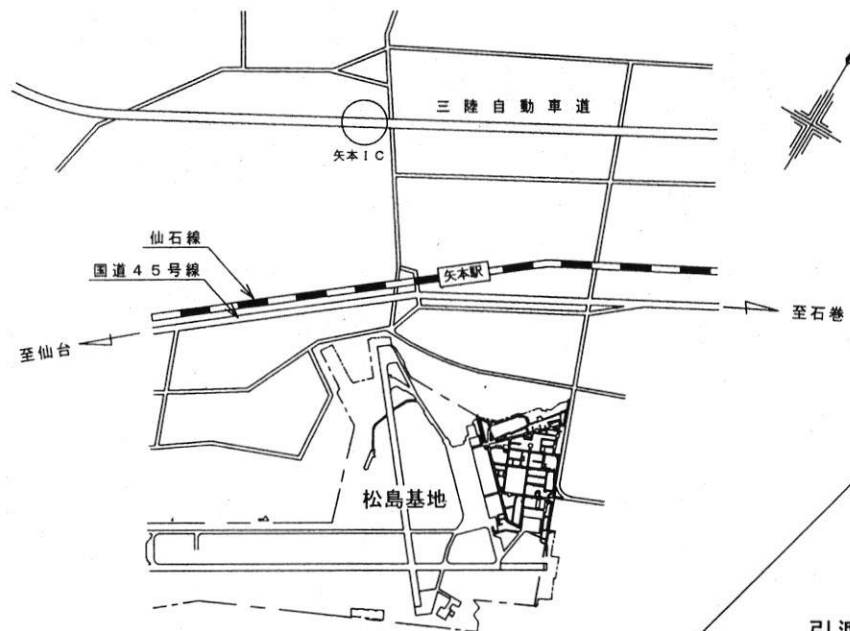
- (1) 収集運搬する産業廃棄物の種類等は、下表のとおりとする。

産業廃棄物の種類	数量	単位	備考
木くず	285	m ³	松、イチョウ、アカシア等
金属くず	1.14	m ³	グラスウール含有

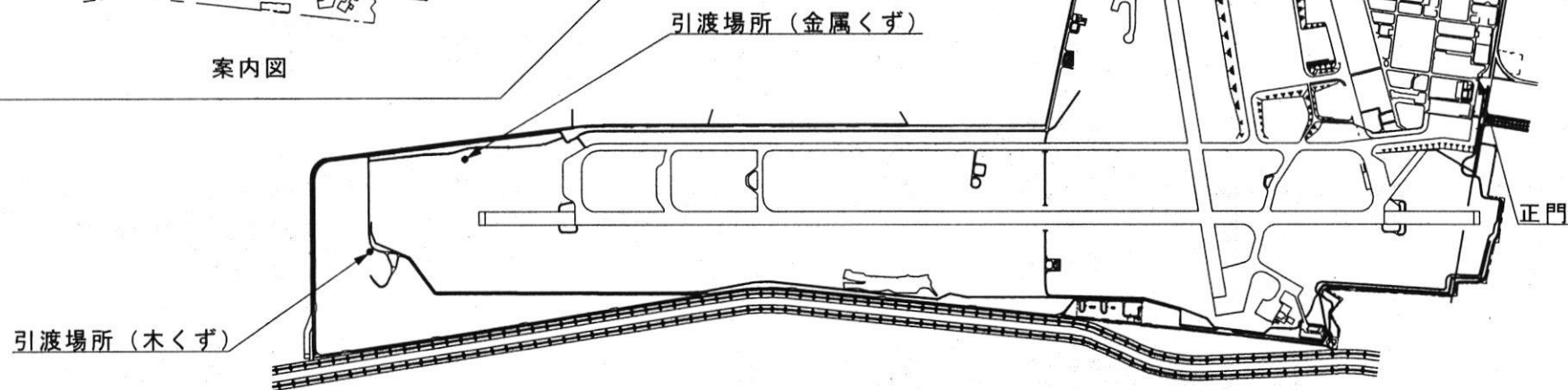
- (2) 木くず、金属くずの積み込みは、引渡場所にて請負者の積込機械等を用いて実施するものとする。
- (3) 運搬の際は、産業廃棄物が飛散しないよう適切な車両を使用し運搬するものとする。
- (4) 請負者は、収集運搬許可証の写しを監督官に提出するものとする。
- (5) 運搬する産業廃棄物は、関係法令に基づき請負者の責任において適正に運搬し、産業廃棄物管理票（B2票）を監督官に提出するものとする。
- (6) 請負者は、収集場所の確保、車両及び通行者の安全確保のため、引渡場所において安全標識等を設置するものとする。また、設置する安全標識等には、夜間時も視認できる処置を施すものとする。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	産業廃棄物収集運搬役務（木くず等）	図面番号	全2葉の内1
図面名称	特記仕様書	縮 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長
	班 長	設 計	
松島基地施設隊		令和4年12月14日	



案内図



配置図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	産業廃棄物収集運搬役務 (木くず等)			図面番号	全2葉 の内2
図面名称	配置図・案内図			縮尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	設計
松島基地施設隊				令和4年12月14日	